

議案第99号 久喜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例に
対する修正案の提出について

上記の修正案を次のとおり、地方自治法第115条の3及び久喜市議会会議規則第17条の規定により提出します。

平成26年12月22日提出

発議者 久喜市議会議員

猪股和雄
川辺美信
田中勝
渡辺昌代

久喜市議会議長 井上忠昭 様

久喜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の修正案

議案第99号 久喜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり修正する。

第1条の改正規定中「「に就学している」に」の次に「、「保育に欠けるもの」を「保育を必要とするもの」に」を加える。

修正理由

児童福祉法の改正で、保育所について「保育に欠ける」という規定が「保育を必要とする」に変更になったため、放課後児童クラブ条例についても「保育に欠ける」の規定を変更することが適当であるため。